鳥取県企業局経営プラン

（令和３年度中間見直し版）

平成 29 年度 ～ 令和８年度

令和４年３月

鳥 取 県 企 業 局

目　　次

Ⅰ　計画策定の趣旨
　１　目的・改定の趣旨 …… １
　２　経営環境の変化 …… １
　３　計画の位置付け …… ３
　４　計画期間 …… ３

Ⅱ　企業局の役割と意義 …… ４

Ⅲ　経営方針 …… ４

Ⅳ　事業別経営計画
Ⅳ－１　電気事業
　１　現　状 …… ６
　２　課　題 …… 12
　３　具体的な行動計画（重点目標） …… 13
　４　投資計画 …… 16
　５　財政計画 …… 18

Ⅳ－２　工業用水道事業
　１　現　状 …… 20
　２　課　題 …… 24
　３　具体的な行動計画（重点目標） …… 24
　４　投資計画 …… 26
　５　財政計画 …… 28

Ⅳ―３　埋立事業
　１　現　状 …… 30
　２　課　題 …… 32
　３　具体的な行動計画（重点目標） …… 33
　４　投資計画 …… 33
　５　財政計画 …… 34

Ⅳ―４　共通事項
　１　人材育成と業務体制の効率化 …… 35

Ⅴ　計画達成状況の検証・評価
　１　計画の進行管理 …… 35
　２　達成状況の公表 …… 35

資料編 …… 36
　１　収支見通し
　２　用語解説
　３　鳥取県企業局経営プラン評価委員会報告書

Ⅰ 計画策定の趣旨

１　目的・改定の趣旨

鳥取県企業局は、県民生活や地域経済発展に不可欠な電力と工業用水道の安定供給や、企業誘致に必要な工業団地の確保を通じて、県内産業経済の発展を図り、県民福祉の増進に寄与することを目的として事業を行っています。

この事業目的を果たすため、取組の方向性や経営目標等を明らかにした鳥取県企業局「経営改善計画（第１期）」（平成２３年度～平成２５年度）、「経営プラン（第２期）」（平成２６年度～平成２８年度）を策定し、経営目標の達成に向けて取り組んできました。

こうした中、経済情勢の変化や国のエネルギー政策の見直し、電力システム改革の進展など企業局を取り巻く経営環境は大きく変化しています。

このため、こうした変化や新たな課題に適切かつ的確に対応できるよう、新たに「鳥取県企業局新経営プラン（第３期）」（平成２９年～平成３８年）を平成２９年３月に策定し、平成３１年２月に改定を行いました。

その後、国においては、電力システム改革が進展する中で、新たな電力取引の仕組みが開始されています。また、企業局においては、電気事業のＰＦＩ・コンセッション事業の採用や工業用水道事業のバイオマス発電事業者への供給開始、埋立事業の竹内工業団地における分譲方針の変更などに取り組んできました。これらの電気事業を取り巻く状況の変化や、これまでの取組状況も踏まえ、中間見直しを行いました。

なお、現在、「県有施設・資産有効活用戦略会議」（所管：総務部行財政改革局）による企業局の電気事業及び工業用水道事業の今後のあり方に係る検証が行われているところであり、今後、この検証結果を取り入れて、適宜、本プランの見直しを行うこととします。

２　経営環境の変化

（１）経済情勢

我が国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られるところです。そして、先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があります。

当県の経済は、新規企業の立地が少なく、基調としては持ち直しの動きに足踏みが見られ、景気の先行きについても足踏みが見込まれているところです。

（２）エネルギー政策の見直し、地球温暖化対策の推進

国は、令和３（2021）年４月に、令和１２（2030）年度までに平成２５（2013）年度比で温室効果ガス４６％削減を目指すことを表明するとともに、同年１０月には第６次エネルギー基本計画を閣議決定し、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促していくこととしています。

当県においても、令和２年３月に「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、環境や暮らしと調和し、家庭や地元企業等が主体となった再生可能エネルギー導入の推進することを目指しています。

（３）電力システム改革への対応

国は、電力の低廉かつ安定供給を図ることを目的に、電力システム改革を段階的に進めており、平成２８年４月に「小売事業の全面自由化」（卸供給制度の廃止）」、令和２年４月には「送配電部門の法的分離」（送電線利用の公平性を高める）が実施されました。

また、また、平成３０年５月から非化石価値取引市場の創設や令和２年度から容量市場のオークションが開始されるなど、従来の売電形態を含む電気事業制度が大きく見直され、電力市場の多様化と競争が本格化し、事業環境が大きく変化することが予想されることから、これらの動きを注視し、今後の対応を検討することが必要となっています。

（４）施設の老朽化への対応

現在、昭和３０～４０年代の高度経済成長期に公営企業が整備した上下水道等の社会インフラは更新時期を迎えており、施設の再整備が重要な課題となっています。

当県においても、電気事業の開始時期に建設した発電所や日野川工業用水道施設は、運用開始後５０年以上が経過し老朽化が進む中、令和２年６月に春米発電所の再整備事業が完了し、令和６年１１月にはＰＦＩ・コンセッション方式による３発電所（小鹿第一・第二、日野川第一）の再整備事業が完了する予定です。

今後、将来にわたって電力や工業用水の安定供給を図るためには、老朽化施設の耐震化を含めた長寿命化対策が必要となっています。

（５）民間の経営力、技術力の活用

国や地方公共団体においては、厳しい財政状況の中、効率的、効果的な公共施設等の整備等を進めるため、民間の資金や経営能力等を積極的に活用するなど、新たな経営手法（ＰＰＰ／ＰＦＩ手法）の導入を検討することが求められています。

このため、当県では、公共施設等の整備等について従来型手法に優先してＰＰＰ／ＰＦＩ手法を検討する方針に基づき、全庁的に取り組むこととしています。

企業局においては、この方針を受け、より効率的な経営に向けて、発電施設等の改修、管理運営について、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法（コンセッション方式等）の検討を行い、ＰＦＩ・コンセッション方式による４発電所（春米、小鹿第一・第二、日野川第一）の再整備・運営事業を令和２年９月から開始したところです。

３　計画の位置付け

本プラン以前の経営改善計画（第１、２期計画）は平成２２年度に「鳥取県公営企業の今後の方向性検討委員会」より受けた提言（基本理念）に基づき、取組の方向性や経営目標等を設定し、経営改善に取り組んできましたが、本プランは第３期計画と位置付け、引き続き経営改善に取り組みます。

＜「鳥取県企業局新経営プラン」 の位置付け（イメージ図）＞

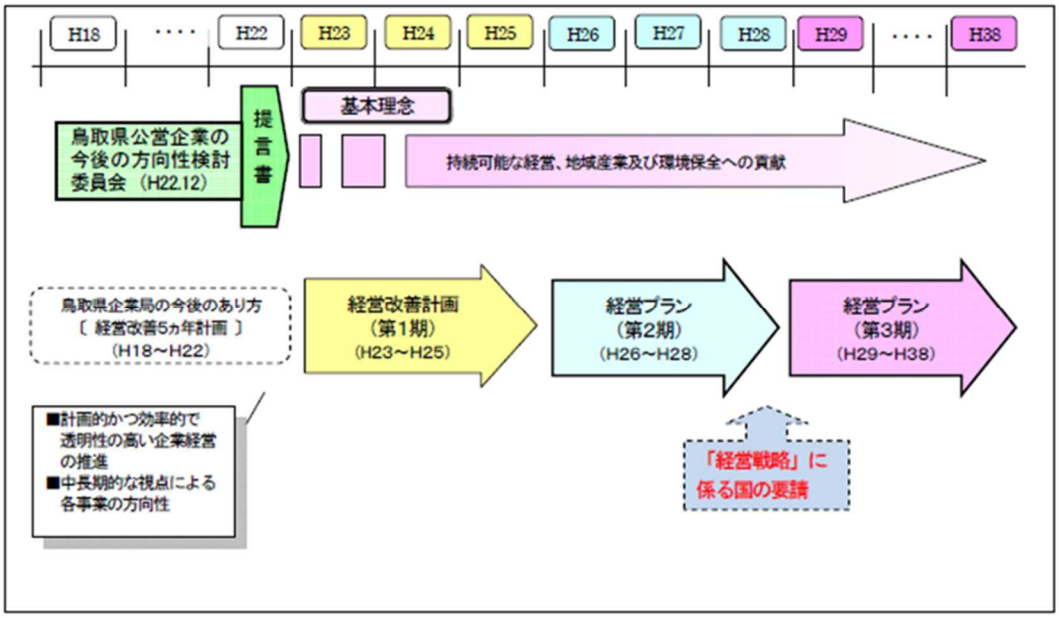

４　計画期間

計画期間は、平成２９年度から令和８年度までの１０年間とします。

国の政策や社会情勢等現時点では不透明な面もあり、第３期計画においては、各事業における具体的な行動計画は当面５年間程度を見通したものとし、計画期間中の５年を目途に実績の検証や情勢等の反映をしながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととしていました。

計画期間の中間となる５年目を迎えたこと、また、企業局を取り巻く状況の変化やこれまでの取組状況を踏まえ、令和３年度に中間見直しを行いました。

Ⅱ 企業局の役割と意義

企業性や経済性を発揮しながら、再生可能エネルギーの活用による地球環境対策や良質な工業用水の提供、企業誘致に不可欠な工業用地の確保など公的サービスを継続して提供し、県産業経済の下支えとなることが公営企業としての企業局の役割であり、その実現を基本理念に掲げて積極的な経営に取り組みます。

今後とも、収益性のある部門と不採算部門とのバランスを図りながら、企業局の経営資源を活かし、新たな取組にも積極的に挑戦し、県の施策の推進に貢献します。

1　電気事業

戦後の電力不足等による社会的要請により電力の安定供給に貢献してきましたが、現在では当初の目的を概ね達成しその意義は薄れています。一方、東日本大震災に伴う原子力発電所事故以降、再生可能エネルギーの導入拡大への社会的要請が高まっている中、環境立県を推進する本県の理念を実現するため、企業局が再生可能エネルギーを活用した発電事業により、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消等に先導的に取り組むとともに、事業利益を活用した地域貢献策にも寄与していく必要があります。

2　工業用水道事業

企業の事業活動に不可欠な産業インフラである工業用水道は、初期投資が膨大で収益性か低く経営リスクも高いことから民間参入が難しい部門であり、経営状況は厳しいが、企業局が将来にわたって工業用水を安定供給していく必要があります。

3　埋立事業

工業用地は、企業誘致等による産業振興、雇用確保等に必要なツールであり、関係機関と連携して企業局が工業団地の分譲に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 経営方針

厳しい経済情勢にあっても、利用者の皆様に満足していただけるサービスを提供し続けるため、持続可能な経営を確保しながら、県民の貴重な財産である電力・工業用水・工業団地を活かし、蓄積された知識・技術等の経営資源を結集して、新たな発想のもと可能性にチャレンジし、常に県民の利益に繋げるという視点に立って企業経営を行います。

また、収益性のある部門と不採算部門とのバランスを図りつつ、サービス提供のあり方やアセットマネジメントによる施設の適正管理の方策等を検討し、今後とも計画的かつ実効性の高い企業経営を行います。

このため、中長期的な視点に立って計画的かつ効率的で透明性の高い企業経営を推進することを目標に、今後の経営方針を次のように定め取り組むこととします。

1　持続可能な経営の確立

発電事業においては、電力システム改革などの経営環境の変化が著しい中、的確な将来見通しと効率的な経営に取り組み、将来にわたって安定した経営基盤の確保を図ります。

工業用水道事業においては、厳しい経営状況の中、利用者（ユーザー企業）へ良質で安定したサ

ービスを継続して提供できるよう、一層の需給拡大に向けて粘り強く取り組むとともに、鳥取市及び米子市水道局等との情報交換会を通じて経営改善策や業務連携の可能性等を模索することにより、収益の改善を図りつつ持続可能な経営を確保します。

また、埋立事業においては、境港の地域ポテンシャルを活かした戦略的な企業誘致に取り組むことにより未分譲地の売却を進め、一般会計からの長期借入金の償還に努めます。

２　適正管理と安定供給

電気事業については、建設後約５０年を経過した水力発電施設のＰＦＩ・コンセッション事業による再整備等、施設の長寿命化対策を計画的かつ着実に進めることにより、電力の安定供給を図ります。

工業用水道事業については、日野川工業用水道施設の耐震化を含む長寿命化対策を検討の上、事業を計画的に実施し、施設の長寿命化を図り、工業用水の安定的な供給に努めます。

３　環境や地域社会への貢献

県の環境施策（令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン）と連携しながら、再生可能エネルギーの長期・安定供給に努めるとともに、電力システム改革の動向に注視しつつ、県の産業振興条例を踏まえ、今後の売電方法を決定し、県内電力小売事業の活性化や電力の地産地消を推進します。

また、多くの企業に良質な工業用水を安定的に供給することにより、企業の経費節減、県内への企業誘致、雇用確保など県産業経済の振興に寄与します。

４　組織力の向上

職員の企業経営や事業運営に係る専門的な知識や技術の継承・向上を図るための職員研修に加え、実践的な企業経営研修等により、長期的かつ幅広い視野と企業経営感覚を持った人材の育成に努めるとともに、企業局の役割、取組の方向性、経営目標等の情報共有化や職員間の意思疎通、マネジメント力の強化等に努め、組織力の向上を図ります。

５　情報公開

県民に対して企業局の各事業における実施状況や成果、経営状況等を明らかにし、経営の透明性の向上を図るとともに、事業の必要性についても効果的・戦略的にＰＲを行うなど県議会や企業局ホームページを通じて積極的な情報公開に努めます。

Ⅳ 事業別経営計画

Ⅳ－１　電気事業

１　現　状

（１）事業概要

電気事業は、戦後の逼迫した電力需要や企業誘致等に対応するため、河川総合開発計画に参画しながら昭和２８年３月に幡郷発電所を運転開始したのが事業の始まりです。その後、二度のオイルショックの経験もあり、水力発電を拡大させることで地域エネルギーの安定供給に貢献してきました。

東日本大震災による原子力発電所事故を契機として、原発への依存をできる限り減らしていく動きや、地球温暖化に伴う世界的な異常気象現象の頻発等を受け、脱炭素社会への取組が加速する中、再生可能エネルギーを利用した発電へのシフトが進み、これまでに、固定価格買取（ＦＩＴ）制度の創設や非化石価値取引市場の開設、容量市場の取引開始等、再生可能エネルギーの導入拡大及び安定供給を図る新たな制度が整備されています。

企業局においては、県の環境施策（令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン等）とも連携しながら水力発電所、太陽光発電所の整備や、地域新電力等供給先の拡充等を通じて再生可能エネルギーの導入拡大及び地産地消を図ってきました。

再生可能エネルギーを利用した発電所として、平成２４年度以降、賀祥発電所ほか３水力発電所、企業局西部事務所太陽光発電所ほか７太陽光発電所を建設し、令和４年２月現在では、水力発電所１２箇所（うち３発電所は、再整備事業に伴い運転休止中）、風力発電所１箇所、太陽光発電所８箇所で電力を供給しており、電力の安定供給や二酸化炭素削減による地球温暖化対策へ貢献しています。

一方で、発電施設が更新期を迎え、多額の更新投資が必要とされる中で、再生可能エネルギーの安定供給や地域経済活性化を図る観点から、水力４発電所については、全国初のＰＦＩ・コンセッション方式により事業運営を移管することとしており、令和２年９月から、順次、運営権事業者へ事業運営を引き継いでいきます。

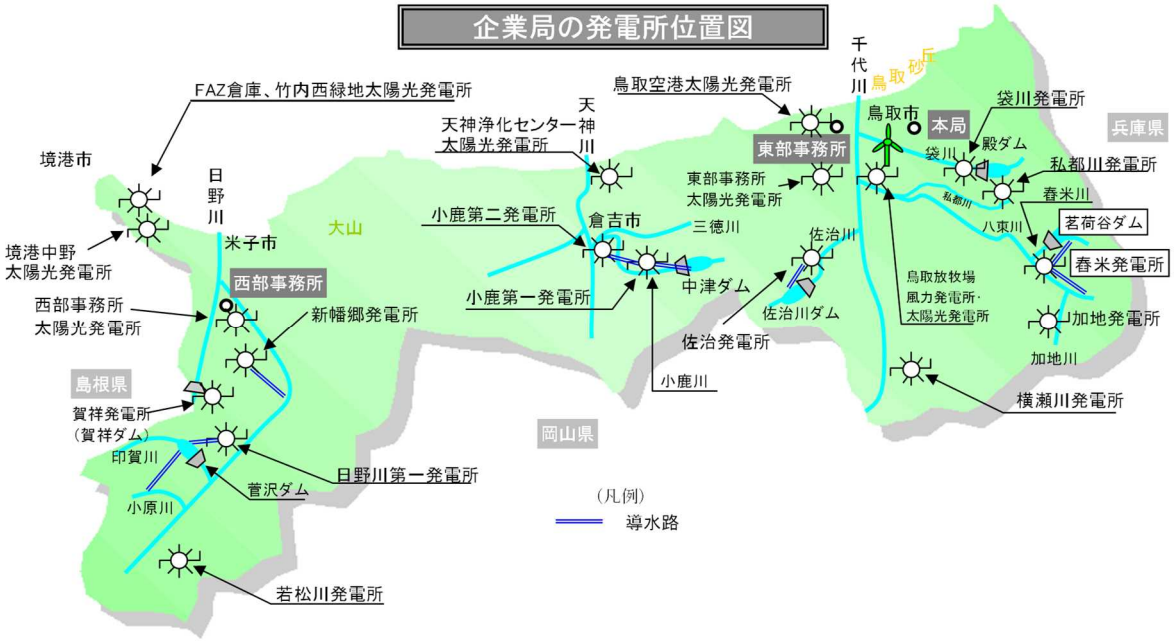

＜発電施設の概要＞

発電種別	発電所名	最大出力(kW)	発電実績（R２）(MWh/年)	運転開始年月	FIT 適用年月	契約区分
水力(12)	小鹿第一発電所	3,600	17,496	S32.10	－	ＰＦＩ・コンセッション（旧長期・非FIT ※1）
	小鹿第二発電所	5,200	25,206	S33. 4	－	
	春米発電所	7,900	－	S35.12	－	
	日野川第一発電所	4,300	16,208	S43. 1	－	
	佐治発電所	5,000	17,419	S58. 4	－	一般競争入札（旧長期・非FIT ※1）
	新幡郷発電所	9,200	35,538	S63. 9	－	
	加地発電所	1,100	2,707	H 8. 8	－	
	袋川発電所	1,100	6,144	H23. 6	H24.12	長期（FIT）
	賀祥発電所	260	1,499	H25. 9	H25. 9	特定卸供給（旧短期 ※2）
	若松川発電所	150	441	H28. 3	H28. 3	
	横瀬川発電所	198	705	H28. 9	H28. 9	
	私都川発電所	152	776	H30.12	H30.12	
風力（1）	鳥取放牧場風力発電所	3,000	4,318	H17.12	H25. 4	長期
太陽光（8）	企業局西部事務所太陽光発電所	200	213	H25. 5	H25. 5	特定卸供給（旧短期 ※2）
	ＦＡＺ倉庫太陽光発電所	500	645	H25.10	H25.10	
	企業局東部事務所太陽光発電所	120	146	H25.12	H25.12	
	鳥取放牧場太陽光発電所	100	82	H27. 1	H27. 1	
	鳥取空港太陽光発電所	1,990	2,559	H27. 3	H27. 3	
	竹内西緑地太陽光発電所	1,250	1,901	H27. 3	H27. 3	
	天神浄化センター太陽光発電所	1,500	1,999	H27.11	H27.11	
	境港中野太陽光発電所	1,000	1,504	H28. 2	H28. 2	
計（２１発電所）		47,668	137,506			

※１　旧一般電気事業者との長期基本契約の対象で、FIT を適用していないもの
※２　旧一般電気事業者との短期契約（FIT 適用）の対象であったもの

＜電力の供給状況（事業者別県内発電電力量割合、県内需要電力と事業者別受給状況）＞

＜県内総需要電力での発電電力割合＞

単位[百万kWh]

区　分	発電電力量
中電(県内発電分)	231.0
県企業局	146.7
その他	670.5
自己消費	538.9
県外	2,463.3
合計	4,050.4

＜企業局発電量内訳＞

単位[百万kWh]

種　別	発電量	備　考
水力発電	133.334	12施設
風力発電	4.317	1施設
太陽光発電	9.049	8施設
計	146.700	

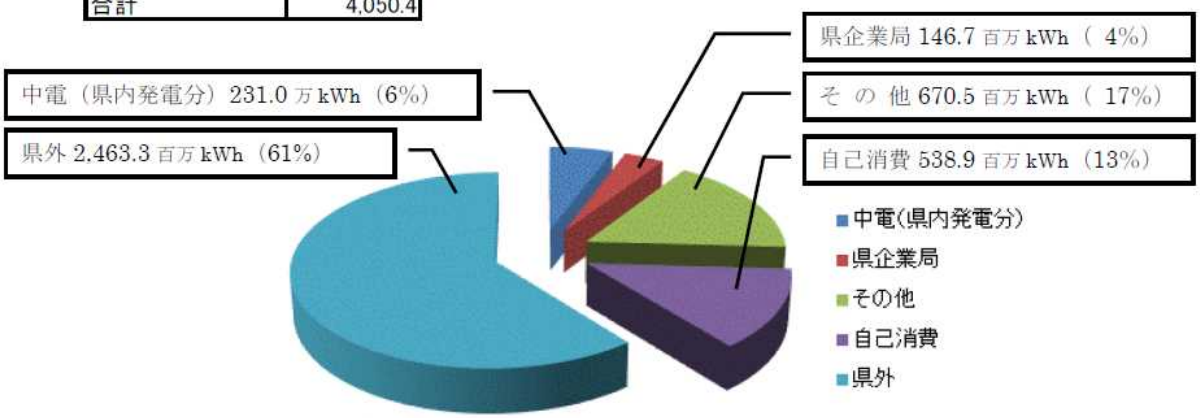

（２）ＰＦＩ・コンセッション方式の導入

ア　鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業の概略

本事業は、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所の再整備工事の実施に併せ、企業局が直営で再整備工事を実施した春米発電所を含めた４発電所の運営業務を再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適用期間（２０年間）、ＰＦＩ・コンセッション方式（※）により民間事業者に委ねることを内容としています（最長で合計５０年間のオプション延長も可能）。

なお、運営権は、４発電所の建屋、電気・機械設備、導水路・取水設備はもとより、中津ダム及び茗荷谷ダム等、４発電所に関してこれまで企業局が管理運営していた施設・設備の一切を対象に設定します。

※施設の使用、施設使用に伴う収益を得る権利を公共施設等運営権として設定（保障）するとともに、その使用に伴う一定の義務（施設管理のほか、運営権対価の納付を含む）及びリスクを事業者が負担する方式。

イ　本事業を実施する事業者

本事業は、以下の４社が出資して設立した次の特別目的会社が実施します。

（ア）会社名等

会社名　Ｍ＆Ｃ鳥取水力発電株式会社

所在地　鳥取県倉吉市福庭町１丁目３０８番地

（イ）出資者

①三峰川電力株式会社　（本社：東京都、コンソーシアムの代表企業）

②中部電力株式会社（本社：愛知県）

③株式会社チュウブ（本社：鳥取県琴浦町）

④美保テクノス株式会社（本社：鳥取県米子市）

ウ　本事業のこれまでの経緯と今後の予定

H30.12　本事業実施のための条例整備（県営企業設置条例の改正）

H31. 1　本事業の実施方針を公表

H31. 3　募集開始

R 1. 5　７グループ（５０社）が応募

R 1. 7　一次審査で４グループに絞り込み

R 2. 3　上記設立母体４社で構成するコンソーシアム（アクエリアス）を優先交渉権者に選定し、基本協定を締結

R 2. 5　設立母体４社による特別目的会社（Ｍ＆Ｃ鳥取水力発電（株））を設立

R 2. 6　６月定例県議会に運営権設定に係る議案、関連予算を提案、可決

R 2. 7　Ｍ＆Ｃ鳥取水力発電（株）と特定事業契約を締結

R 2. 9　春米発電所の運営権スタート

R 3. 9　小鹿第二発電所の再整備工事着工

R 3.11　小鹿第一発電所の再整備工事着工

R 4. 2　日野川第一発電所の再整備工事着工

R 5. 9　小鹿第二発電所の工事完了・運営権開始

R 6. 2　小鹿第一発電所の工事完了・運営権開始

R 6.12　日野川第一発電所の工事完了・運営権開始

エ　運営権の単位及び存続期間

運営権の単位は、運営権設定対象施設ごととし、その存続期間は、次のとおりです。

運営権設定対象施設	運営権の存続期間の開始日	運営権の存続期間の満了日
春　米　発　電　所	令和２年９月１日	令和22年８月31日
小鹿第一発電所	令和６年２月１日	令和26年１月31日
小鹿第二発電所	令和５年９月１日	令和25年８月31日
日野川第一発電所	令和６年12月１日	令和26年11月30日

ただし、M＆C鳥取水力発電（株）が、令和20年８月31日までに全ての運営権設定対象施設の運営権の存続期間の延長を企業局に協議し、M＆C鳥取水力発電（株）に延長前の運営権の存続期間内に特定事業契約に対する重大な義務違反がなく、運営維持業務の内容、運営権対価の追加の支払いその他の条件について企業局及びM＆C鳥取水力発電（株）が合意した場合には、全ての運営権設定対象施設の運営権の存続期間の満了日は、令和37年３月31日まで一括して延長されるものとします。また、延長後の運営権の存続期間の満了日の２年前までに同じ手続が行われ、企業局及びM＆C鳥取水力発電（株）が合意した場合には、全ての運営権設定対象施設の運営権の存続期間の満了日は、令和52年３月31日まで一括して更に延長されるものとします。

オ　運営権対価の額

（ア）運営権対価の種別

運営権対価は、運営権対価一括金と運営権対価分割金から構成されるものとします。

①　運営権対価一括金

運営権対価一括金とは、運営権設定対象施設ごとに、運営権対価のうち初回に支払期限が到来するものとします。

小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所（以下「再整備業務対象施設」という。）については企業局が負担する特定事業契約締結時における再整備業務費相当額とし、春米発電所については 38 億円とします。なお、再整備業務対象施設に係る運営権対価一括金については、各再整備業務対象施設に係る運営権の設定後、当該再整備業務対象施設に係る再整備業務費と相殺するものとします。

②　運営権対価分割金

運営権対価分割金とは、運営権設定対象施設ごとに、運営権対価のうち第２回目以降に支払期限が到来するものとします。

M＆C鳥取水力発電（株）は、企業局に対し、各運営権設定対象施設に係る運営権の存続期間にわたり、毎年度一定額を企業局に対して支払うものとします。

（イ）運営権対価の額（消費税及び地方消費税の額を含まない）

運営権設定対象施設	運営権対価一括金	運営権対価分割金
春米発電所	3,800,000,000 円	2,226,600,000 円
小鹿第一発電所	4,328,512,000 円	1,186,000,000 円
小鹿第二発電所	4,281,597,000 円	1,758,760,000 円
日野川第一発電所	4,887,056,000 円	7,811,748,000 円
小計	17,297,165,000 円	12,983,108,000 円
合計	30,280,273,000 円	

カ　Ｍ＆Ｃ鳥取水力発電（株）の事業提案の特徴

Ｍ＆Ｃ鳥取水力発電（株）の事業提案は、以下の点が特徴です。

・倉吉市内に新設する事業所で４発電所（春米、小鹿第一・第二、日野川第一（出力計21Mw））を一括管理

（運転監視は新設事務所で行うが、代表企業の長野の制御所でもバックアップ）

・新設事業所の所長に代表企業の三峰川発電所（出力計35Mw）の副所長（経験者）を配置

必要技術者は代表企業（電気主任技術者）、中部電力（ダム管理主任技術者）の熟練者を配置

（事業期間内の地元人材の技術者育成とともに中長期的な県内への技術移転を計画）

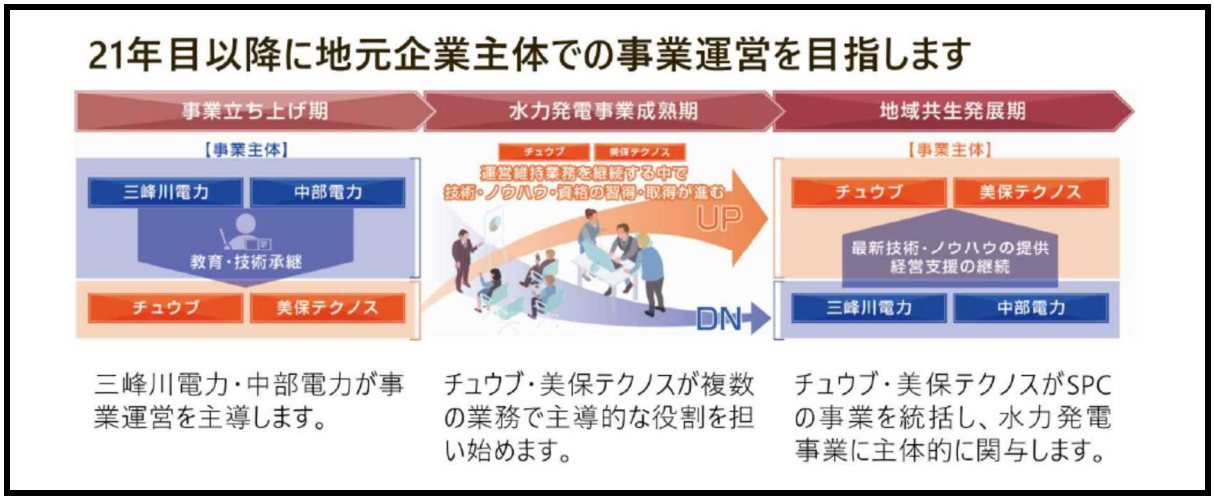

・運営権対価提案額として１６５億円を提示（最低提案額を６３億円上回る提案最高額）

（渇水やインフレ等の悲観シナリオを踏まえたストレステストにより収支の健全性を検証済）

※整備計画の諸調整により約１６８億円で契約締結。

・不可抗力による土木構造物の損害リスクを約３２億円まで事業者負担とする高いリスク負担

・オプション延長を念頭に５０年の長期運転を考慮した再整備計画及び保全計画

・水力発電における地域循環共生（地元の理解、協力、地元への貢献）の重要性を踏まえ、地元の意向を尊重した地域経済活性化方策を提案

○事業期間内に６２億円（再整備４１億円、運営２１億円）を県内企業に発注

○期間内に６名の新規雇用を計画
○再生可能エネルギーの地産地消
○丸紅グループのネットワークと人材を活用した観光振興、農林水産物高付加価値化に貢献

（３）経営状況

ＦＩＴ制度を適用した売電や長期基本契約に基づく旧一般電気事業者への売電により安定経営の確保を図っています。平成３０年度は、春米発電所再整備事業に伴う運転停止や修繕費の増により一時的に純損失が生じたものの、令和２年度は、春米発電所の運転開始や人件費、修繕費の減等により、純利益を確保しています。

また、令和２年度資本的収入において、県が実施した春米発電所再整備事業に対するＰＦＩ・コンセッション運営権更新投資一括金３８億円等により収入増となっています。

＜H30～R2 の収支状況＞

（百万円）

区分			H30	Ｒ１	Ｒ２
売電電力量（MWｈ）			126,637	127,315	165,405
収益的収支	収益	営業収益	1,868	1,795	1,936
		その他	113	73	109
		収入計	1,981	1,868	2,045
	費用	人件費	429	316	278
		修繕費	306	141	202
		委託費	144	92	94
		物件費	53	24	24
		その他	331	288	266
		減価償却費	547	583	565
		除却損	162	111	14
		支払利息	44	38	38
		支出計	2,016	1,593	1,482
	経常損益		▲35	275	563
	特別利益		0	0	0
	特別損失		0	0	0
	純損益		▲35	275	563
	経常収支比率（%）		98.3	117.3	138.0
資本的収支	収入	企業債	822	2,700	0
		他会計出資金、負担金	0	0	0
		他会計貸付金償還金	0	0	0
		国庫補助金	0	0	0
		固定資産売却代金	0	0	1
		その他	0	1	3,865
		収入計	822	2,701	3,866
	支出	建設改良費	1,845	2,768	1,269
		企業債償還金	467	504	399
		他会計貸付金	0	0	0
		支出計	2,312	3,272	1,668
	収支		▲1,490	▲571	2,198
資金収支	単年度資金収支		▲647	513	3,358
	当年度末内部留保資金		1,197	1,710	5,068

２　課　題

（１）施設の長寿命化による電力の安定供給

発電所の水車・発電機等の主要機器は、関係法令等に基づき、定期的（１２年周期）にオーバーホール（精密分解点検）を実施し、施設の機能維持に努めていますが、電気事業の開始時期に建設した概ね５０年経過した老朽化施設については、令和３年度以降、ＰＦＩ・コンセッション方式により、民間事業者の資金と事業運営を通じてＦＩＴ適用による再整備・運営事業を実施し、施設の長寿命化による電力の安定供給を確保する必要があります。

（２）再生可能エネルギーの利活用

再生可能エネルギーを利用した発電所として、水力発電所１２箇所、風力発電所１箇所、太陽光発電所８箇所で電力を供給しており、引き続き、これらの電力の長期・安定供給を通じて二酸化炭素削減による地球温暖化対策へ貢献していく必要があります。

（３）電力システム改革への対応

太陽光発電所、小水力発電所はＦＩＴ制度を活用し、一般送配電事業者に売電した上で、同事業者の約款に基づき、平成３０年度から発電者（施設）を特定した形で県内の地域新電力に卸供給を行っています。

一方、電力システム改革の進展や地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であることから、相対による長期受給契約を終了し、令和３年度より一般競争入札を実施し、売電先を決定することとしています。

また、国のエネルギー政策によって再生可能エネルギーへのシフトが高まる中、再エネ電気の環境価値や供給力(KW)に対し新たな取引価値を付す制度が始まっており、制度発足時から参加するとともに、これら対価の有効な活用を進めていく必要があります。

再生可能エネルギーへのシフトに伴い、化石燃料価格の高騰やこれに伴う冬場の電力需給の逼迫が懸念されることから、今後は、単に発電した電気を売るだけでなく、不足時の供給調整等、効果的な電力供給に向けて、市場価格に補助額（プレミアム）を上乗せする新たな制度（ＦＩＰ制度）等への参加について検討していく必要があります。

（４）経営の効率化等

安定経営を維持するために継続して修繕費、委託費等の発電コストの削減に努めてきており、引き続き削減を図る必要があります。

また、令和２年度から開始したＰＦＩ・コンセッション事業を運営権事業者と連携して円滑かつ適切に実施することと併せて、当該事業を通じて地元の技術人材が育成され、将来にわたって県内企業や県等への人材確保・技術承継につながるよう、運営権事業者に対するモニタリングを的確に行っていく必要があります。

（５）小水力発電所の収益確保

小水力発電所は、その立地が山間地であることや、谷川から直接取水することなどから、流水の凍結や大雨災害による土砂流入、落葉の流入などの影響を受けやすく、稼働率の低下につながっているため、可能な限り多くの収益を確保できるよう、稼働状況を注視しつつ、その状況に応じて改善策を講じる必要があります。

（６）地域への貢献

小水力発電は、地域と連携した効率的な管理運営により、地域の活性化にも取り組んでいますが、今後、地域の活性化に繋がる取組（地方創生への寄与）を一層進めていく必要があります。

また、再生可能エネルギー利用による環境対策に係る啓発活動として、県民に発電の意義等を理解をしてもらうため、学習の場を積極的に提供していく必要があります。

３　具体的な行動計画（重点目標）

（１）経営目標（数値目標）

項　　目	内　　容
①供給電力量※1 （CO2 排出量削減※1,2）	＜H29～H30＞　１４．６万MWh（　７．６万ｔ）／年 ＜R1～R2＞　１８．２万MWh（　９．７万ｔ）／年 ＜R3＞　１５．４万MWh（　８．２万ｔ）／年 （１１．９万MWh（　６．３万ｔ）／年） ＜R4＞　１２．１万MWh（　６．４万ｔ）／年 ＜R5＞　１４．０万MWh（　７．４万ｔ）／年 ＜R6＞　１６．９万MWh（　９．０万ｔ）／年 ＜R7～R8＞　１８．０万MWh（　９．６万ｔ）／年 （＜R4～R8＞　８．６万MWh（　４．６万ｔ）／年） ＜H29～R8 計＞　１６０．０万MWh（８４．８万ｔ） （＜H29～R8 計＞１２０．５万MWh（６３．９万ｔ）／年）
②売電方法の見直し	【短期契約分】 １２発電所を対象：R2 実施済（特定卸供給の実施） 【長期契約分・非ＦＩＴ】 ７発電所を対象：R2 実施済（一般競争入札及びＰＦＩ・コンセッション事業の実施）
③発電所リニューアル事業の実施及び検討	４箇所（春米、小鹿第一、小鹿第二、日野川第一） ※ＰＦＩ・コンセッション事業により再整備実施（春米は R2 完了）
④経常収支比率　（%）	各年度の財政計画に基づく数値（68.5～138.0%）

※１　ＰＦＩ移行の４発電所（春米、小鹿第一、小鹿第二、日野川第一）の再整備事業による運転停止を踏まえた数値（下段カッコ書は、当該４発電所分を除いた数値）

※２　排出削減量は、ＣＯ２排出係数　０．５３１kg－CO２／kWh（H27 年度 電気事業低炭素社会協議会公表値）を適用して算出

（２）具体的行動計画

①　発電施設の適正管理と安定供給

発電所の水車・発電機等の主要機器については、定期的（１２年周期）にオーバーホール（精密分解点検）を行うなど適切に修繕・点検等を行うことにより長寿命化を図り、電力の長期・安定供給を確保していきます。

また、運転開始から概ね５０年経過した老朽化施設のうち、春米発電所については、令和２年度に県による再整備事業を完了した後、運営権事業者へ運営移管し、本格稼働しているところであり、残る３発電所（小鹿第一、小鹿第二、日野川第一）についても、令和３年度中に順次、運営権事業者によるＰＦＩ・コンセッション方式で再整備事業に着手し、令和６年１２月には運営権者への事業移管していく予定です。

＜発電所リニューアル計画＞

	発電所名	運転開始年月	運転年数R4.02現在	オーバーホール実施年(OH、予定(OH))及びオーバーホール後経過年数																	
				H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
第1期計画	春米	S35.12	60	基本設計	実施設計・機器製造		リニューアル工事			完成	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	小鹿第二	S33.4	63	8	劣化調査・概略設計		11	OH	1	2	3	リニューアル工事	完成	1	2	3	4	5	6	7	8
					9	10															
	小鹿第一	S32.10	64	10	劣化調査・概略設計		2	3	4	5	6	リニューアル工事	完成	1	2	3	4	5	6	7	8
					OH	1															
	日野川第一	S43.01	53	9	10	11	OH	劣化調査・概略設計	2	3	4	リニューアル工事		完成	1	2	3	4	5	6	7
								1													
第2期計画	佐治	S58.04	38	OH	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	(OH)	1	2	3	4	5
	新幡郷	S63.09	33	3	4	5	6	7	8	9	10	11	(OH)	1	2	3	4	5	6	7	8
	加地	H08.08	25	6	7	8	9	10	11	OH	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	袋川	H23.06	10	3	4	5	6	7	8	9	10	11	(OH)	1	2	3	4	5	6	7	8
	賀祥	H25.09	8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	(OH)	1	2	3	4	5	6
	若松川	H28.03	5	－	完成	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	(OH)	1	2	3	4
	横瀬川	H28.09	5	－	－	完成	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	(OH)	1	2	3
	私都川	H30.12	3	－	－	－	－	完成	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	(OH)	1

（ＰＦＩ手法に移行（令和２年７月以降））

注：オーバーホールは12年に1回実施。

②　再生可能エネルギーの利活用

ア　地球温暖化対策への貢献

ＰＦＩ・コンセッション対象の４発電所を含む２１発電所（水力１２、太陽光８、風力１）における再生可能エネルギーを利用した電力の安定供給を図り、県の環境施策「令和新時代とっとり環境イニシアテイブ」等とも連携して二酸化炭素削減を推進することにより、地球温暖化対策に貢献していきます。

イ　新エネルギー導入に向けた調査等

水素や洋上風力発電など新エネルギーについては、国や自治体、民間企業等の動向に注視しつつ、必要に応じて関係団体等への視察や聞き取り等も行いながら情報収集等を進めます。

③　電力システム改革への対応

ア　地産地消を踏まえた卸供給の実施

電力の地産地消等を推進するため、太陽光発電所及び小水力発電所は、鳥取県産業振興条例の趣旨も踏まえ、平成３０年度から一般送配電事業者を経由して県内の地域新電力を対象に、発電者(施設)を特定した形での卸供給を行っています。

現在、１２発電所を対象に卸供給を実施していますが、令和５年度末に長期売電契約（ＦＩＴ）が終了する袋川発電所についても特定卸供給を検討の上、売電方法を決定することとしています。

イ　電力自由化に対応した売電・買電の実施

従来の旧一般電気事業者との長期契約を解消し、地方自治法の趣旨を踏まえ、また、電力市場の動向を反映した売電形態とするため、令和３年度から５年度までの売電契約分について一般競争入札により売電先を決定することとしました。

今後も、地方自治法の趣旨に基づき、一般競争入札を原則として売電先を選定していくこととします。

また、発電所の稼働に使用する電力の購入を公募により行うことで、地域の産業振興に寄与するとともに、経費節減を図ります。

ウ　電力自由化に対応した制度の活用

国のエネルギー政策によって再生可能エネルギーへのシフトが高まる中、再生可能エネルギーの更なる普及と長期・安定供給を確保する観点から、再エネ電力量や再エネ発電出力に対して新たな取引価値を付す制度（非化石価値取引市場、容量市場）が令和２年度から始まっており、これらの制度に発足時から参加し、電力量とは別の価値（非化石価値、供給力価値）への対価を確保するための取組を進めています。今後は、これらの価値が効果的に活用できる方策等について、他県のモデル事例等も参考としながら推進していきます。

併せて、再生可能エネルギーへのシフトに伴い、化石燃料価格の高騰や冬場の電力需給の逼迫が懸念されることから、今後は、電力供給側にも調整力が求められることが考えられます。このため、市場価格に補助額（プレミアム）を上乗せするＦＩＰ制度（令和４年４月開始）や、小規模電源の電力を束ねて需要家へ供給するアグリゲーター制度（※）（同年同月開始）等への参加についても検討していきます。

※電気事業法の改正に伴い令和４年４月に創設される新たな制度で、特定卸供給事業者（アグリゲーター）が小規模な発電電力（小水力、太陽光、蓄電池等）を発電者から集約し、小売業者や送配電事業者へ卸供給を行う。主に、大手の新電力や旧一般電気事業者等がアグリゲーターとなることが想定される。

④　経営の効率化・あり方検討

ア　発電コストの削減等

ＦＩＴ電力を除く発電電力については、電力の自由化、地方自治法の趣旨を踏まえ一般競争入札により契約先を決定することとし、時々の電力市場価格の動向にも影響を受けることから、従来以上に効率的な運営に向けて、施設の点検・改修工事等を的確に実施することにより、不測の発電停止の防止徹底を図るなどの取組を通じて、人件費、物件費、修繕費、委託費等の経費削減と収入確保を図っていきます。

イ　ＰＦＩ・コンセッション事業の円滑運営

令和２年９月より、春米発電所を対象にＰＦＩ・コンセッション事業（鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業）を開始したところであり、今後順次、残り３発電所（小鹿第一・第二、日野川第一）にも拡大していくことから、これらの再整備事業とその後の運営事業が円滑かつ適切に遂行されるよう、運営権事業者の取組について定期的にモニタリングを行っていきます。

併せて、ＰＦＩ・コンセッション事業の実施を通じて、企業局が直接運営する事業へ応用可能なものがあれば、導入を検討していきます。

ウ　今後の電気事業のあり方検討

今後の電気事業のあり方について、「県有施設・資産有効活用戦略会議」による全庁的な検証結果等も踏まえ、所要の対策を検討し、講じていくこととします。

また、上記の４発電所に係るモニタリングや収支分析等を通じて、ＰＦＩ・コンセッションを導入した成果についての評価・検証を行い、今後の電気事業のあり方の検討に活用していきます。

⑤　小水力発電所の収益確保

小水力発電所については、収益確保に向けて、発電所ごとの立地状況や発電量等を踏まえながら、落葉等の流入を抑えるための取水口の改修工事や流入した落葉等を除去する除塵機設置等を実施することにより、発電量を確保していくことを検討します。

⑥　地域貢献

小水力発電の運営については、地域と連携して効率的な運営を図り、引き続き地域の活性化に貢献していくとともに、今後は地域の活性化に繋がる取組（地方創生への寄与）を一層進めていくため、事業運営権の付与なども視野に新たな取組を模索します。

また、再生可能エネルギー利用による環境対策への啓発活動として、県民に対し、発電の意義や仕組み等への理解を深めてもらうため、見学会や勉強会など学習の場を継続して積極的に提供します。

４　投資計画

（１）基本方針

１２年ごとに実施する発電所のオーバーホール（精密分解点検）や導水路等工作物の大規模修繕を計画的に実施し、施設の長寿命化を推進します。

＜主な建設改良、修繕工事計画＞

項　　目	工事概要	実施時期	事業費（百万円）
春米発電所　再整備事業	水車、発電機、水圧鉄管等更新	H28～31	３，９６８
佐治発電所　制御装置更新		H30	１５１
中津ダム管理棟建替（小鹿第一）	管理棟の移転建替	H30	１３２
小原川隧道修繕工事（日野川第一）		H29～30	３２０
小鹿第二発電所　オーバーホール	分解点検及び改良工事	H30	１１０
加地発電所　　オーバーホール	〃	R2	７１
加地発電所　制御装置更新	制御装置の更新	R3～R5	１２２
新幡郷発電所　オーバーホール	分解点検及び改良工事	R4～R5	８５３
新幡郷発電所　電気・機械設備工事	遮断器、ゲート、除塵機等の更新	R4～R5	２６９
袋川発電所　　オーバーホール	分解点検工事	R6	１５０
賀祥発電所　　オーバーホール	分解点検工事	R7	２８
太陽光発電所　パワコン更新	パワーコンディショナの更新	R7～R9	２７８
佐治発電所　　オーバーホール	分解点検工事	R8	４６５

※ＰＦＩ・コンセッション事業により運営権事業者が再整備を行う小鹿第一、小鹿第二、日野川第一発電所を除く。

（２）施設別投資計画

【建設改良費】 （百万円）

箇　所		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
水力	小鹿第一	38	100	44	697	0	0	0	0	0	0
	小鹿第二	29	1	0	5	0	0	0	0	0	0
	春米	227	721	2,496	419	0	0	0	0	0	0
	日野川第一	10	89	0	6	0	0	0	0	0	0
	佐治	2	173	7	5	5	2	18	18	18	18
	新幡郷	11	26	3	6	0	164	307	60	34	34
	加地	2	1	0	5	0	97	28	4	4	4
	袋川	1	1	0	5	0	0	4	4	4	4
	賀祥	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
	若松川	23	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	横瀬川	7	1	8	0	0	0	0	0	0	0
	私都川	70	444	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	420	1,557	2,558	1,154	5	263	357	86	60	60
風力	鳥取放牧場	4	152	0	0	5	0	11	11	11	11
	小計	4	152	0	0	5	0	11	11	11	11
太陽光	西部事務所	0	0	0	0	1	0	0	0	8	0
	FAZ 倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0
	東部事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
	鳥取放牧場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	竹内西緑地	0	0	0	0	4	0	0	0	0	64
	鳥取空港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67
	天神浄化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	境港中野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	38	137
投資額合計		424	1,709	2,558	1,154	15	263	368	97	109	208

【修繕費】 （百万円）

箇　所		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
水力	小鹿第一	25	33	2	3	0	0	0	0	0	0
	小鹿第二	10	31	1	1	0	2	0	0	0	0
	春米	2	1	18	5	0	0	0	0	0	0
	日野川第一	355	161	1	3	20	0	0	0	0	0
	佐治	42	12	21	6	52	65	75	72	73	403
	新幡郷	15	22	5	13	95	98	369	168	169	170
	加地	17	1	9	102	32	28	21	22	22	22
	袋川	2	4	1	1	8	8	13	163	14	14
	賀祥	0	0	1	0	2	2	1	1	28	1
	若松川	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0

	横瀬川	1	2	1	1	2	5	1	1	1	1
	私都川	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0
	小計	470	267	60	137	213	210	480	427	307	611
風力	鳥取放牧場	2	13	18	16	14	14	14	14	14	14
	小計	2	13	18	16	14	14	14	14	14	14
太陽光	西部事務所	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	FAZ 倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東部事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取放牧場	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0
	竹内西緑地	0	1	0	0	2	2	2	2	2	2
	鳥取空港	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3
	天神浄化	0	0	0	0	5	2	2	2	2	2
	境港中野	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	小計	2	1	1	5	12	9	9	9	9	9
投資額合計		474	281	79	158	239	233	503	450	330	634

５　財政計画

（１）収益的収支

ＰＦＩ・コンセッション事業により小鹿第一・小鹿第二・日野川第一発電所の再整備を行うため、これらの発電所が運転停止することから、一時的に大きく収入が落ち込み、令和４年度から５年度までの２年間は単年度赤字となる見込みです。その後はこれらの発電所の売電（ＦＩＴ適用）により運営権対価収入が安定的に確保できることから、単年度黒字となる見通しです。

（百万円）

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収支	収益	1,931	1,981	1,868	2,045	1,625	1,523	1,353	2,141	2,538	2,529
	水力発電	1,437	1,473	1,385	1,465	898	831	620	937	937	937
	風力発電	95	85	93	82	78	90	90	90	90	83
	太陽光発電	330	310	317	324	315	278	278	278	278	278
	運営権者更新投資収益化	0	0	0	0	107	107	106	353	491	491
	繰延運営権対価収益化	0	0	0	65	111	111	172	388	649	649
	費用	1,953	2,016	1,593	1,482	1,577	2,070	1,973	2,061	2,161	2,514
	運転経費	1,326	1,291	954	868	848	1,118	1,304	1,122	1,072	1,430
	減価償却費	554	546	582	563	688	660	634	909	1,062	1,060
	除却損	14	135	19	13	6	261	2	1	1	1
	支払利息	59	44	38	38	35	31	33	29	26	23
	経常損益	△22	△35	275	563	48	△547	△620	80	377	15
	経常収支比率(%)	98.9	98.3	117.3	138.0	103.0	73.6	68.5	103.9	109.1	100.6
	特別利益	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純利益	△38	△35	275	563	48	△547	△620	80	377	15

（２）資本的収支

企業債残高は、近年の新規発電所の建設事業や春米発電所の再整備事業への投資により令和元年度をピークに、その後は年々減少していく見通しです。また、毎年度の企業債償還額も減少傾向にあることから、内部留保資金残高は年々増加していく見通しです。

（百万円）

			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
資本的収支	資本的収入		83	822	2,701	3,866	126	288	540	485	758	857
		企業債	82	822	2,700	0	15	177	368	97	109	208
		運営権対価一括金	0	0	0	3,800	0	0	0	0	0	0
		運営権対価分割金	0	0	0	65	111	111	172	388	649	649
	資本的支出		1,056	2,312	3,272	1,668	412	799	1,023	644	770	1,032
		建設改良費	458	1,845	2,768	1,269	17	289	405	107	120	229
		企業債償還金	598	467	504	399	352	462	618	537	650	803
		一般会計繰出金	0	0	0	0	43	48	0	0	0	0
	収支		△973	△1,490	△571	2,198	△286	△511	△483	△159	△12	△175
資金収支	単年度資金収支		△493	△647	513	3,358	214	△553	△1,124	148	347	△305
	当年度末内部留保資金		1,844	1,197	1,710	5,068	5,282	4,729	3,605	3,753	4,100	3,795
企業債残高			5,351	5,706	7,902	7,503	7,166	6,881	6,631	6,191	5,650	5,055

Ⅳ-2 工業用水道事業

１　現　状

（１）事業概要

工業用水道は「産業の血液」とも呼ばれ産業基盤の一つとしてその担う役割も大きいことから、安定的・継続的に供給することにより、県産業経済の振興に貢献しています。

日野川及び鳥取地区の２事業を運営し、令和４年２月現在で日野川は８５事業所に対して３１，８００㎥／日、鳥取地区は１３事業所に対して５，６００㎥／日を給水しています。

日野川工業用水道は、昭和４３年から米子市、境港市及び日吉津村の既存企業及び新規立地企業への給水を開始し、長年にわたり多くの工場、事業所に対して工業用水を供給してきました。

鳥取地区工業用水道は、国道交通省所管の多目的ダムである殿ダム建設に共同参画することにより、ダム完成前の平成１０年に暫定水利権を取得して工業用水の供給を開始しました。

平成２３年の殿ダム完成により日量３万トンの取水が可能になるのに合わせて、平成２４年４月から雲山地区、津ノ井地区などへ給水区域を拡大しました。

このように、２区域にわたり事業を運営してきましたが、企業のコスト削減、水リサイクル技術の向上による大幅な減量要望もあり、契約水量は減少しています。

＜日野川工業用水道整備計画図＞

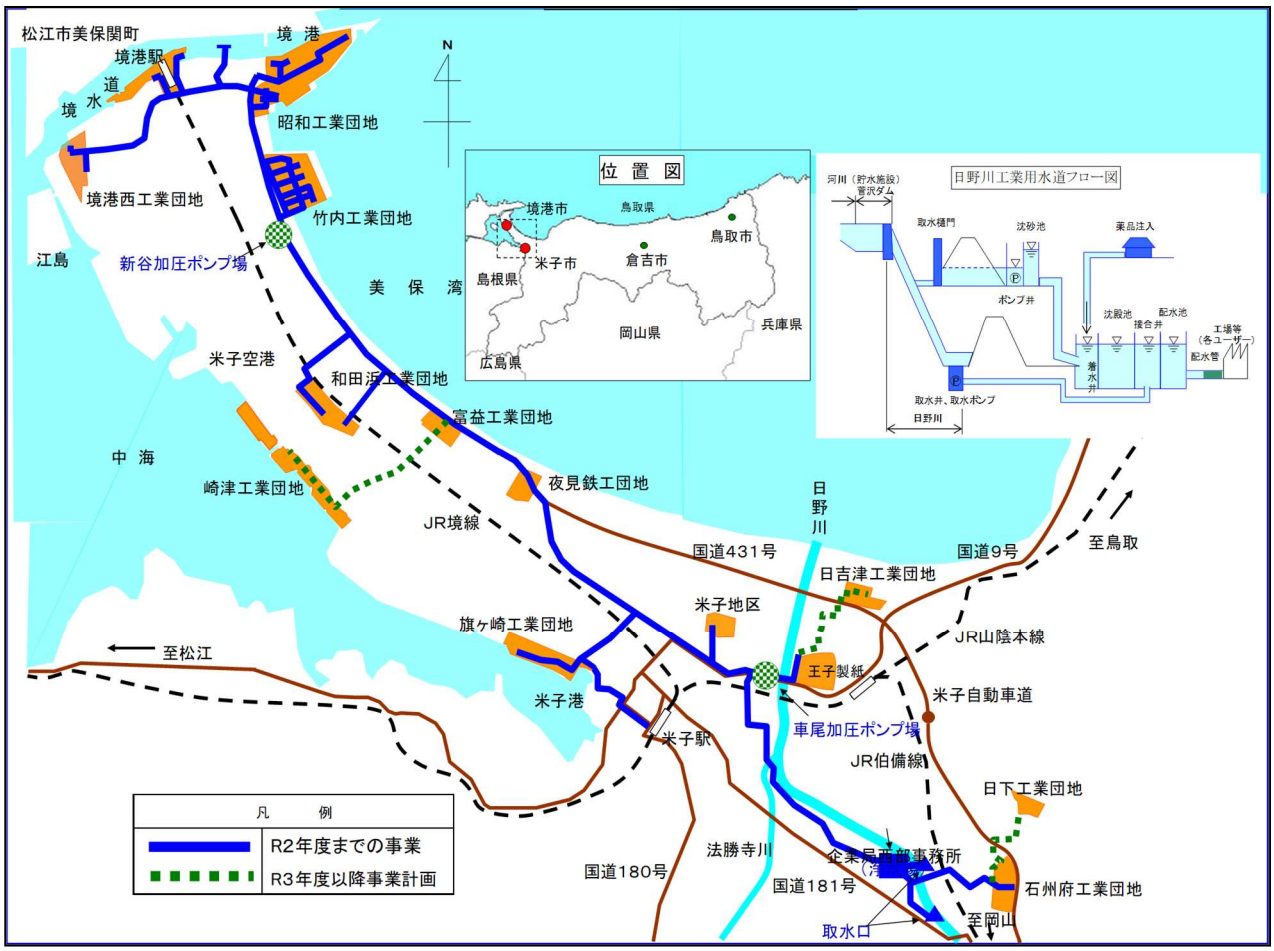

＜鳥取地区工業用水道整備計画図＞

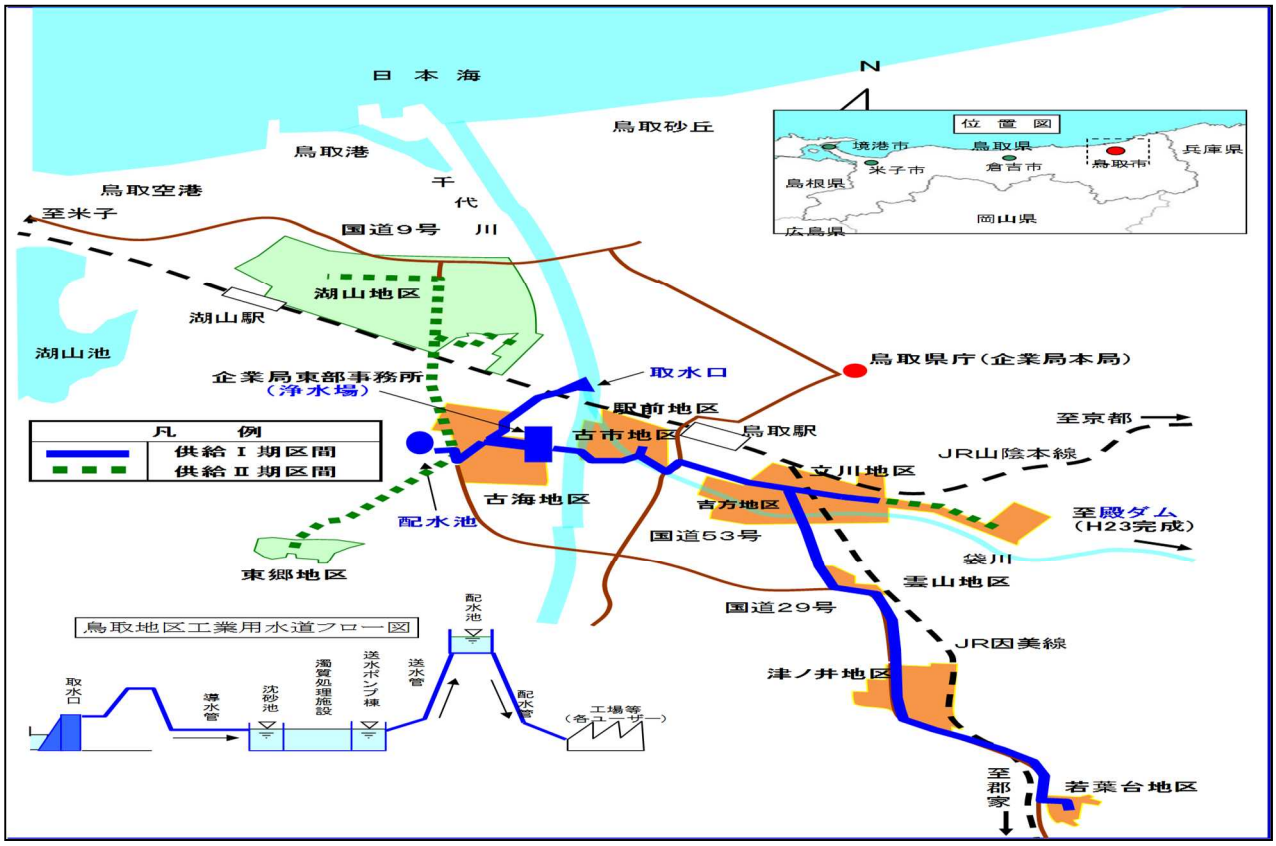

＜工業用水道施設の概要＞　　（令和４年２月現在）

施設名	日野川工業用水道	鳥取地区工業用水道
取水地点	米子市八幡及び伯耆町大殿 （日野川左岸）	鳥取市緑ヶ丘１丁目 （千代川左岸）
ダ ム 名	菅沢ダム（国交省）	殿ダム（国交省）
計画取水量	172,800m3／日	30,000m3／日
計画給水量	160,000m3／日（当面 80,000m3／日）	27,900m3／日（Ⅰ期 16,500m3／日）
事 業 費	約１６９億円	約１０８億円（Ⅰ期約９６億円）
補助事業期間	昭和３８年度～平成２４年度	平成５年度～平成２８年度
給水区域	米子市、境港市、日吉津村	鳥取市
給水開始	昭和４３年４月１日	平成１０年４月１日
契約水量	31,800m3／日 （現給水能力 77,000m3／日）	5,600m3／日 （現給水能力 14,000m3／日）
事業所数	８５社	１３社
給 水 率	４１．３％	４０．０％

※ 給水率 ： 契約給水量／現給水能力

＜給水先企業の経費節減効果（上水道との比較による令和２年度推計）＞

■日 野 川	８４社	：	約 １１．１億円／年
■鳥取地区	１３社	：	約 ２．４億円／年

（２）経営状況

本県の工業用水道事業は、日本経済が右肩上がりに成長することを前提に、県内製造業をはじめとした事業所に工業用水を供給するために整備してきました。

しかしながら、1990 年以降急速に円高が進行し、国内製造業は海外の安い労働力と新たな市場を求め海外に進出し、国内製造業は空洞化していきました。

本県においても、日野川工業用水道の支管として配水管敷設工事を実施した石州府工業団地への進出を予定していた企業が進出を断念する、鳥取地区工業用水道~~事業~~においても契約水量の増加を見込んでいた企業が増量を取りやめるといった影響を受けました。

さらに、2008 年の世界金融危機（いわゆる「リーマン・ショック」）により貿易相手国の内需の縮小に伴い外需が大きく落ち込んだことに加えて、１ドル９０円台の円高となり、国内総生産（ＧＤＰ）は減少しました。

このリーマン・ショックで影響を受けた工業用水のユーザーである事業所は、この経済危機を乗り越えるための経費削減のひとつとして、水のリサイクルや地下水の活用など工業用水の節水に取り組みました。

以上のような経済のグローバル化に伴う経済環境の大きな変化により、工業用水の需要は著しく落ち込み、結果的に設備投資が過剰となり、その償却負担が工業用水道事業の経営を圧迫しています。

これに対応するために、これまで運転監視業務等の外部委託化により人件費をはじめとした経費を削減してきました。また、設備投資を厳選することで、減価償却費や支払利息を徐々に削減してきましたが、償却負担を補えるまでには至りませんでした。

このような厳しい経営状況にありますが、日野川工業用水道においては、令和３年度にバイオマス発電所に大口の給水を開始しました。さらに、令和４年度には、もう１箇所のバイオマス発電所への給水や比較的大口の事業者への給水を開始する予定であり、今後も減価償却費と支払利息が徐々に減少することと併せて、規模の大きな設備投資の時期を延伸する前提で、時間はかかるものの徐々に収支は改善していく見込みです。

＜H30～R2 の収支状況＞

（単位：百万円）

区分			H30			R１			R２		
			日野	鳥取	計	日野	鳥取	計	日野	鳥取	計
契約水量(千㎥/日)			28,500	5,950	34,450	28,200	6,000	34,200	28,400	5,900	34,300
収益的収支	収益	営業収益	261	108	369	253	110	363	251	105	356
		その他	57	73	130	63	67	130	42	66	108
		収入計	318	181	499	316	177	493	293	171	464
	費用	人件費	8	7	15	8	7	15	4	6	10
		修繕費	63	2	65	66	1	67	51	2	53
		委託費	46	20	66	38	18	56	38	18	56
		物件費	46	33	79	47	32	79	50	31	81
		その他	2	0	2	13	6	19	7	3	10
		減価償却費	183	199	382	182	179	361	141	175	315
		支払利息等	29	64	93	24	58	82	20	51	71
		支出計	377	325	702	378	301	679	311	286	596
経常損益			△59	△144	△203	△62	△124	△186	△18	△115	△132
経常収支比率（%）			84.4	55.7	71.1	83.6	58.8	72.6	94.2	59.8	77.9
特別利益			0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失			△6	0	△6	0	0	0	0	0	0
純損益			△65	△144	△209	△62	△124	△186	△18	△115	△132

資本的収支	収入	企業債	48	5	53	248	22	270	177	1	178
		出資金･負担金	0	308	308	0	313	313	0	305	305
		その他	0	0	0	32	0	32	9	0	9
		収入計	48	313	361	280	335	615	186	306	492
	支出	建設改良費	50	12	62	307	15	322	163	1	164
		企業債償還金	198	308	506	194	313	507	151	305	456
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支出計	248	320	568	501	328	829	314	306	620
	収支		△196	△7	△207	△221	7	△214	△128	0	△128
資金収支	単年度資金収支		△126	△5	△131	△135	20	△115	△27	13	△14
	当年度末内部留保資金		299	64	363	165	85	249	138	98	235

＜契約水量の推移＞

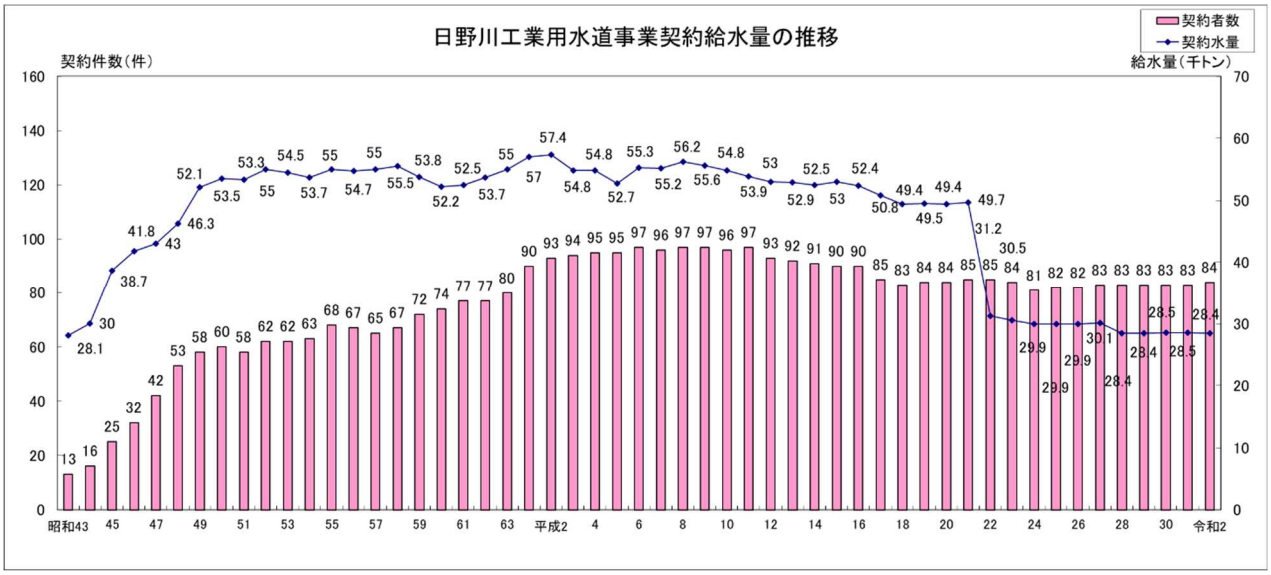

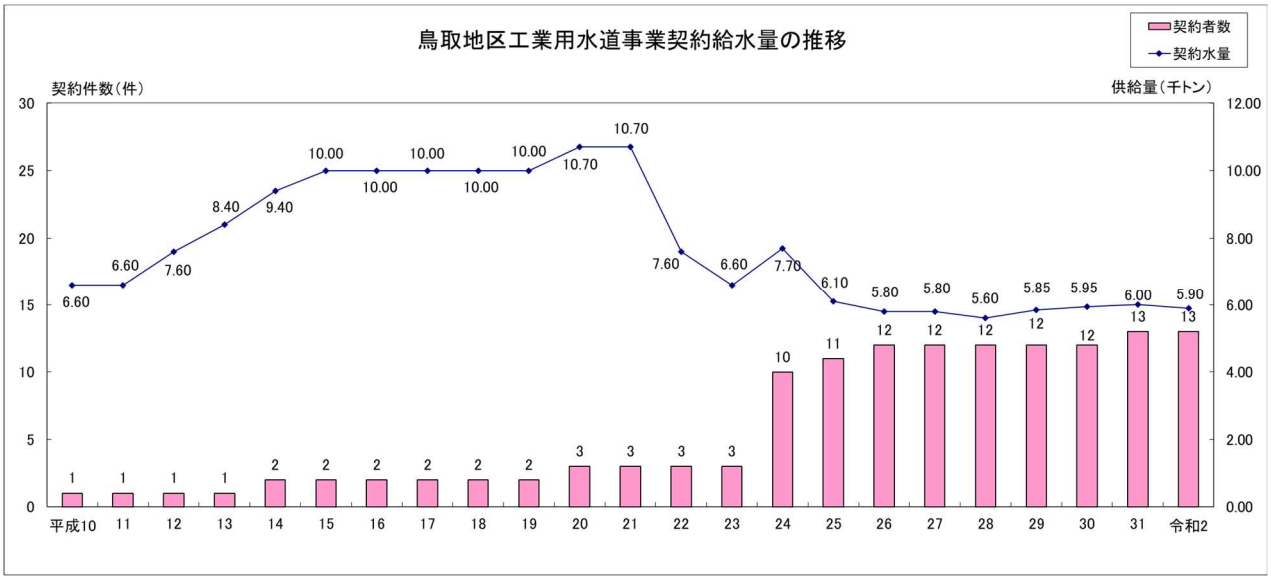

２　課　題

（１）工業用水の利用拡大

工業用水道事業の赤字は、契約水量の減少により結果的に設備が過剰となったという構造的なものであることから、今後さらに工業用水の利用を拡大し、収益を確保していくことが必要です。

こうした状況の中、最近では、これまでは予想していなかったバイオマス発電所といった新しい工業用水の需要も生まれていることから、常に新しい産業の動向に注目し、新規の給水につながる企業を探し、営業活動を展開していくことが必要です。

（２）事業継続を可能にする設備投資

工業用水道事業は、日野川工業用水道、鳥取地区工業用水道とも給水率は40％台となっており設備が過剰な状態です。このような状態にあるところに、さらに新たな大型の設備投資を行えば、今後、大きな経済変動があった場合には企業債の償還が困難になるという事態も想定されます。

よって、耐震化など災害に備えた投資や既存の施設設備の長寿命化のための整備を除いた新規の設備投資は、慎重に取り組む必要があります。

なお、当面、予想される大型の設備投資としては、給水開始から約５０年が経過した日野川工業用水道のＰＣ管更新が考えられますが、できるだけ長寿命化に取り組み、更新時期を延伸して内部留保を厚くし、更新投資に備えておくことが必要です。

（３）持続可能な経営の確保

これまで運転監視業務等の外部委託化や厳選した設備投資に取り組んだところですが、鳥取地区工業用水道は大幅な赤字が続いており、一般会計からの出資金で経営を維持している状況にあります。また、日野川工業用水道は石州府工業団地への配水支管敷設工事等のために借り入れた一般会計からの借入金の返済猶予を受けています。

工業用水道事業は、高品質で安価な工業用水を事業所に供給することで地域の経済と雇用を支える社会インフラであり、今後も事業を継続することが必要です。

このため、鳥取地区工業用水道については、経営改善の取組を続けることを前提に一般会計からの出資金の継続が必要です。

日野川工業用水道については、収支状況は改善傾向にありますが、一般会計からの借入金を返済できる財務状況にはなく、返済猶予の継続が必要です。

（４）収支改善策の実施

収支を改善し、経営を持続可能なものとするためには、常に新たな経費削減策を模索し、実施が可能なものは積極的に採用することにより費用を削減していくことが必要です。

３　具体的な行動計画（重点目標）

（１）経営目標（数値目標）

項　　目		内　　容
①新規需要開拓 （期間中合計）	鳥取地区	計画期間中　　５００㎥／日（１０社）
	日野川	計画期間中　２，０００㎥／日（１０社）
②施設の適正管理（日野川）		＜Ｈ２９～Ｒ３＞　　８０箇所の漏水対策／年 ＜Ｒ４～Ｒ８＞　　１３０箇所の漏水対策／年
③経常収支比率　（％）		各年度の財政計画に基づく数値（68.7～87.0％）

（２）具体的行動計画

① 新規需要開拓と未利用水の活用

ア 新規立地企業等への積極的な営業活動

企業の新規立地等の動向について、県関係部局、地元市、経済団体等と連携して情報収集しつつ、工業用水の利用の可能性がある企業の開拓やユーザー企業の契約水量の増加に向け、戸別訪問など、適時・適切に積極的な営業活動を行い、新規需要の開拓を図ります。

また、工業用水道の利用企業への支援制度についても、工業用水の新規・増量利用に係る場内配管や浄水設備などの機器整備への支援制度（鳥取県工業用水利用促進事業費補助金）を整備しているところであり、今後とも企業ニーズを適宜把握しつつ、必要に応じて新たな支援制度も検討し、更なる需要拡大に取り組んでいきます。

【鳥取県工業用水利用促進事業費補助金】

補助メニュー	（１）工業用水給水施設工事	（２）工業用水給水施設リース
実施主体	鳥取地区工業用水及び日野川工業用水道を新規に利用又は基本使用水量を増量変更する民間事業者	鳥取地区工業用水道及び日野川工業用水道を新規に利用又は基本使用水量を増量変更する民間事業者でリース契約締結前にリース計画の認定を受けた事業者
補助率	補助対象経費の１／２	
補助金額	３，０００千円以内	
補助対象経費	工業用水を利用又は基本使用水量を増量変更するために補助事業者が実施する次の工事 ・屋外配水管工事 ・屋内配水管工事 ・水量メーター室設置工事 ・送水ポンプ設置工事 ・受水槽設置工事 ・バルブ調整工事 ・電源用配管配線工事 ・浄水設備設置工事 ・その他、工業用水利用のために必要となる工事	工業用水を利用又は基本使用水量を増量変更するために補助事業者が導入する次の施設等のリースを受けるために経費 ただし、リース契約を締結した年度の次年度１年分のリース料（次年度末までに支払が完了しているもの）に限る。 ・屋外配水管 ・屋内配水管 ・水量メーター室 ・送水ポンプ ・受水槽 ・バルブ ・浄水設備 ・電源用配管配線 ・その他、工業用水利用のために必要となる施設

イ 未利用水の活用

日野川工業用水の水利権（ダム使用権）の取扱いについて、引き続き国土交通省と協議・調整を行い、工業用水の将来的な需要動向や河川整備計画に基づく国の調査検討結果を踏まえ、必要に応じて給水計画を見直しするとともに、水利権の有効な利活用方策等を検討していきます。

② 事業継続を可能にする設備投資の実施

工業用水道事業の継続を可能にするため、今後の設備投資は、耐震化を含めた長寿命化に資するもの、業務の継続に必要な制御系の設備のうち老朽化したものを優先します。

なお、新規の配管については、設備投資資金の回収が確実なものに限定します。

給水開始から約５０年が経過した日野川工業用水道は、ＰＣ管の継手部分の劣化による漏水事故が発生していることから、５年ごとに実施するＰＣ管健全度調査の結果を踏まえながら、継手部分を内面止水バンドで補強する漏水防止対策を年１３０箇所実施することで長寿命化を進めます。

③　持続可能な経営の確保

工業用水道は地域経済と雇用を支える重要な社会インフラであり、今後も継続していくことが欠かせません。

しかしながら、工業用水道事業は赤字が続いており、その原因はグローバルな経済変動による工業用水に対する需要の減少であり、短期間での収支改善は困難な状況にあります。

工業用水道事業は一般会計から出資金と長期借入金の返済猶予といった支援により経営を維持しているところです。

一般会計からの支援の継続には県民の理解が欠かせないことから、引き続き、県民の理解が得られるよう諦めることなく経営改善に取り組むこととします。

④　収支改善策の実施

ア　これまでの取組

収支を改善するために、これまで運転監視業務等の外部委託化により人件費をはじめとした経費の削減に取り組んできました。

なお、平成３０年度には国の調査事業を活用し民間経営手法（ＰＦＩ）の導入も検討しましたが、鳥取地区工業用水については民間経営手法を導入にしても赤字解消には至らず、日野川工業水道は一般会計からの追加出資があれば、民間経営手法の導入により黒字化は可能という結果でした。しかしながら、一般会計の財政状況から、これ以上の新たな追加出資を求めることは県民の理解を得られず難しいものと考えられます。

また、給水料金の引上げも検討しましたが、すでに近県よりも高い料金設定となっており料金面での競争力に劣ることや、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続く中でユーザー事業所の経営に与える影響が大きいこと、料金引上げによるユーザー離れも懸念されることから、単に工業用水道事業の赤字解消という理由では、給水料金の引上げは困難な状況にあります。

イ　今後の取組

経営改善を模索するために、令和２年度から鳥取市及び米子市水道局と情報交換会を開催し、経営状況や業務内容に関する情報交換を行っています。

今後もこの情報交換会を継続し、経営改善に資する取組を模索し、実施可能なものは採用していくこととします。

なお、現在、県有施設・資産有効活用戦略会議において、今後の工業用水道事業のあり方についての検証が行われており、検証結果が提示された場合には、これに取り組むものとします。

４　投資計画

（１）基本方針

ア　日野川工業用水道

日野川工業用水道は給水開始から約５０年が経過し、ＰＣ管継手部分の劣化により年２回から３回程度の漏水事故が発生していますが、平成２８年度に実施したＰＣ管健全度調査では、管本体の著しい劣化は見られませんでした。よって、当面は内面止水バンドによる漏水防止・予防対策工事を今後、年１３０箇所実施することにより管の長寿命化を図ることとします。

なお、令和３年度に実施するＰＣ管健全度調査で、管本体の著しい劣化が見られた場合には、更新計画に着手します。

イ　鳥取地区工業用水道

鳥取地区工業用水道の配管は鋳鉄管が用いられており、劣化は見られないことから、監視・制御に必要な装置の更新を実施していきます。

＜主な建設改良、修繕工事計画＞

項　　目	工事概要	実施時期	事業費（百万円）
［日野川工業用水道］ 漏水防止対策工事等	止水バンド設置	H19～	残　約８００箇所 （Ｈ２９　１７）
［日野川工業用水道］ 耐震化を含む長寿命化対策	現在調査等業務実施中	H29～	－
［鳥取地区］ 表層水選択取水装置分解整備	表流水選択取水装置分解整備	H29	２４
［鳥取地区工業用水道］ 加圧ポンプ場改修	契約水量増に伴う供給能力向上	R3～4	６４
［日野川工業用水道］ 中央監視・薬注制御装置更新	監視・制御装置の更新	R4～5	１５１
［鳥取地区工業用水道］ 中央監視制御装置更新	監視・制御装置の更新	R5～6	１０３
［鳥取地区工業用水道］ 濁質処理制御装置更新	制御装置の更新	R7	７１
［鳥取地区工業用水道］ 加圧ポンプ場監視装置更新	監視装置の更新	R7	２８
［日野川工業用水道］ 取水ポンプ更新	伏流水ポンプの更新	R7～8	１１０
［鳥取地区工業用水道］ 電磁流量計更新	電磁流量計の更新	R8	６４

（２）施設別投資計画

箇　所		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
鳥取地区	取水施設	0	5	0	0	0	0	0	0	0	18
	導送配水施設	4	6	9	0	5	56	5	0	27	27
	浄水施設	0	0	0	0	0	17	5	5	71	18
	管理棟	0	0	0	0	0	0	0	103	0	0
	その他施設	0	0	5	1	9	0	0	0	0	0
	小計	4	11	14	1	14	73	10	108	98	63
日野川	取水施設	0	2	45	39	0	0	0	0	60	50
	導送配水施設	20	31	132	101	82	0	0	0	0	0
	浄水施設	0	1	6	0	0	32	8	0	0	0
	管理棟	0	0	88	0	0	89	22	0	0	0
	その他施設	1	12	8	8	25	0	0	0	0	0
	小計	21	46	279	148	107	121	30	0	60	50
投資額合計		25	57	293	149	121	194	40	108	158	113

【修繕費】

（百万円）

箇　所		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
鳥取地区	取水施設	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	導水施設	0	0	1	1	0	3	3	3	3	3
	浄水施設	0	0	0	1	2	1	1	1	1	1
	管理棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他施設	1	0	0	0	6	1	1	1	1	1
	小計	2	2	1	2	8	5	5	5	5	5
日野川	取水施設	4	0	1	0	12	14	14	14	14	14
	導水施設	63	61	63	48	32	47	47	47	47	47
	浄水施設	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2
	管理棟	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	その他施設	2	0	2	2	25	1	1	1	1	1
	小計	72	63	66	51	71	65	65	65	65	65
投資額合計		74	65	67	53	79	70	70	70	70	70

５　財政計画

（１）収益的収支

工業用水を取り巻く環境は依然として厳しく、引き続き新規需要開拓による収益確保に取り組んでいきますが、令和３年度から令和４年度にかけて、バイオマス発電所への供給開始に伴い、約 6,000 ㎥/日の増量が見込まれるほか、令和４年度には、さらに約 1,200 ㎥/日の増量が見込まれており、増加する見通しです。しかしながら、厳しい経営状況であることには変わりなく、費用の面では引き続き経費削減に努めるとともに、支払利息の逓減等により、損失幅の改善を図ります。

（百万円）

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収支	収益	500	499	493	464	494	535	515	515	514	513
	営業収益	369	369	363	356	371	405	418	418	418	418
	その他	19	19	25	19	38	46	18	18	18	18
	長期前受金	112	111	105	89	85	84	79	79	78	77
	費用	728	702	679	596	629	711	592	603	594	597
	運転経費	238	227	236	210	257	343	230	228	228	228
	減価償却費	385	382	361	315	310	314	315	332	330	336
	支払利息	105	93	82	71	62	54	47	43	36	33
	経常損益	△228	△203	△186	△132	△135	△176	△77	△88	△80	△84
	経常収支比率(%)	68.7	71.1	72.6	77.9	78.5	75.2	87.0	85.4	86.5	85.9
	特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	純損益	△228	△209	△186	△132	△135	△176	△77	△88	△80	△84
	累積欠損金	△3,096	△3,305	△3,491	△3,623	△3,758	△3,934	△4,011	△4,099	△4,179	△4,263

（２）資本的収支

建設改良費は老朽化した設備の更新等を見込んでおり、財源は企業債とします。既に借り入れている企業債と併せて償還額は減少傾向であるものの、当面、資金収支は厳しい状況です。

また、令和５年度から始まる一般会計借入金の償還については、内部留保資金が減少傾向にある厳しい経営状況を踏まえ、財政当局との協議により令和１５年度までの猶予を検討することとしています。

（百万円）

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
資本的収支	資本的収入	323	361	615	492	441	571	365	228	398	277
	企業債	25	53	270	178	133	304	151	5	174	125
	出資金	298	308	313	305	308	267	214	223	224	152
	国庫補助金等	0	0	32	9	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	517	568	829	620	592	720	547	408	564	418
	建設改良費	27	62	322	164	133	304	151	5	174	125
	企業債償還金	490	506	507	456	459	416	396	403	390	293
	収支	△194	△207	△214	△128	△151	△149	△182	△180	△166	△141
資金収支	単年度資金収支	△147	△131	△115	△14	△45	△51	△9	△15	22	45
	当年度末内部留保資金	494	363	249	235	190	139	130	115	137	182
企業債残高		4,914	4,463	4,226	3,948	3,622	3,510	3,265	2,867	2,651	2,483

Ⅳ-3　埋立事業

１　現　状

（１）事業概要

本県では、鳥取・米子自動車道や山陰道、山陰近畿自動車道など県内高速道路網の整備が着実に進展するとともに、さらに境夢みなとターミナルには国際物流ターミナルとしての機能も備わり、重要港湾としてのインフラ整備も進んでいます。また、米子鬼太郎空港には香港便、上海便及びソウル便といった国際航空便が就航しており（※)、企業立地に優位な環境や社会資本が整ってきました。

一方、県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、半導体をはじめとする部品調達の遅延や、これに伴う自動車、機械製造業等での生産休止が相次ぐなど景気の低迷が懸念されるものの、いわゆる「巣ごもり需要」の効果によって、食品製造業等の業績は好調で、これらに関連する業種の企業では増産に向けた工場増設等も計画され、県西部地域での工業用地の需要は高まってきています。

このような状況において、企業局が所管する竹内工業団地の未分譲地は６区画（５．５ｈａ)、旗ヶ崎工業団地は１区画（０．４ｈａ）となっており（いずれも令和４年２月末現在)、残り少なくなってきています。企業局においては、地域の経済活性化と賑わいづくり、雇用の増加につながるよう限られた工業団地の分譲を進めることしています。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和４年２月現在、いずれも運航停止中

＜工業団地位置図＞

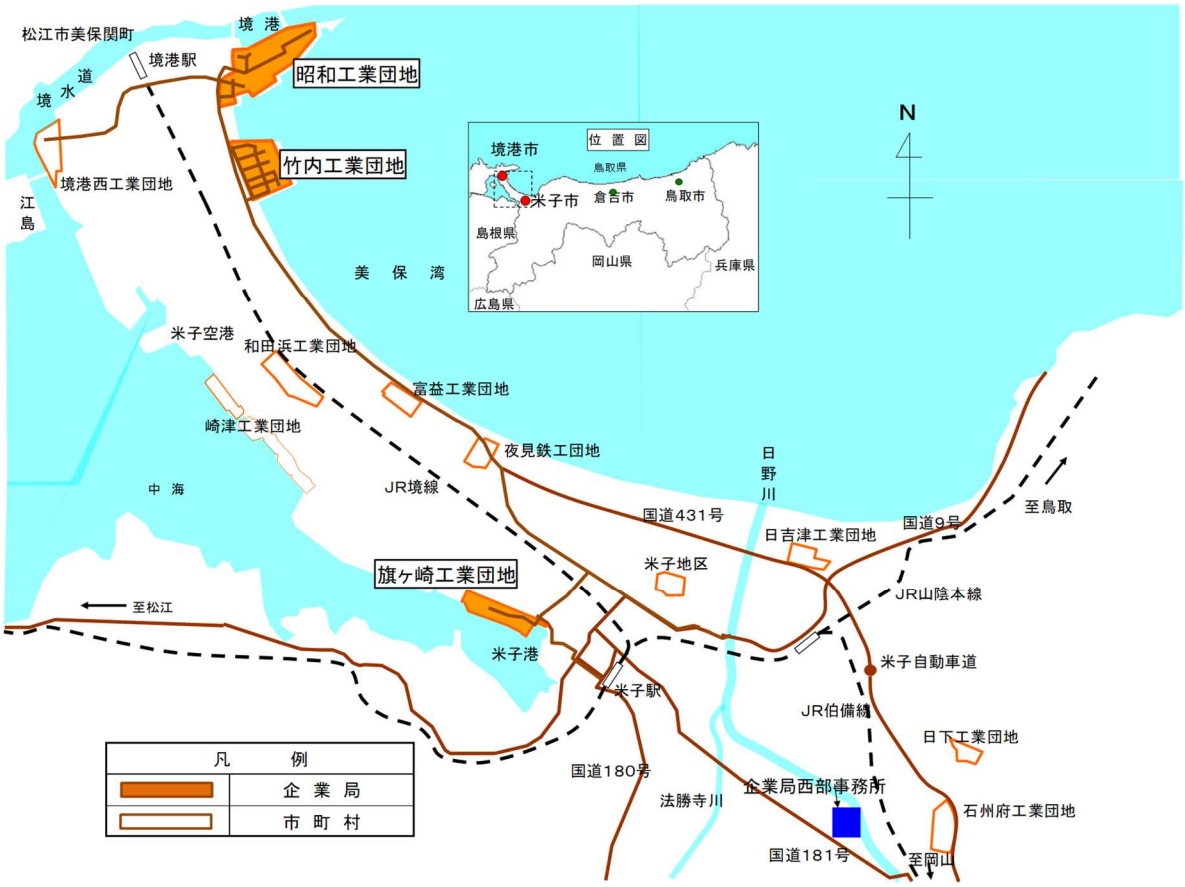

＜工業団地の分譲状況（令和４年２月現在）＞

（単位：ha、％）

団地名	造成面積	売却面積	長期貸付面積	未分譲面積	分譲率
旗ヶ崎	41.9	40.2	0.2	0.3	99.3
竹　内	128.6	109.3	13.8	5.5	95.7

※昭和工業団地は分譲完了

＜竹内工業団地分譲状況（令和４年２月現在）＞

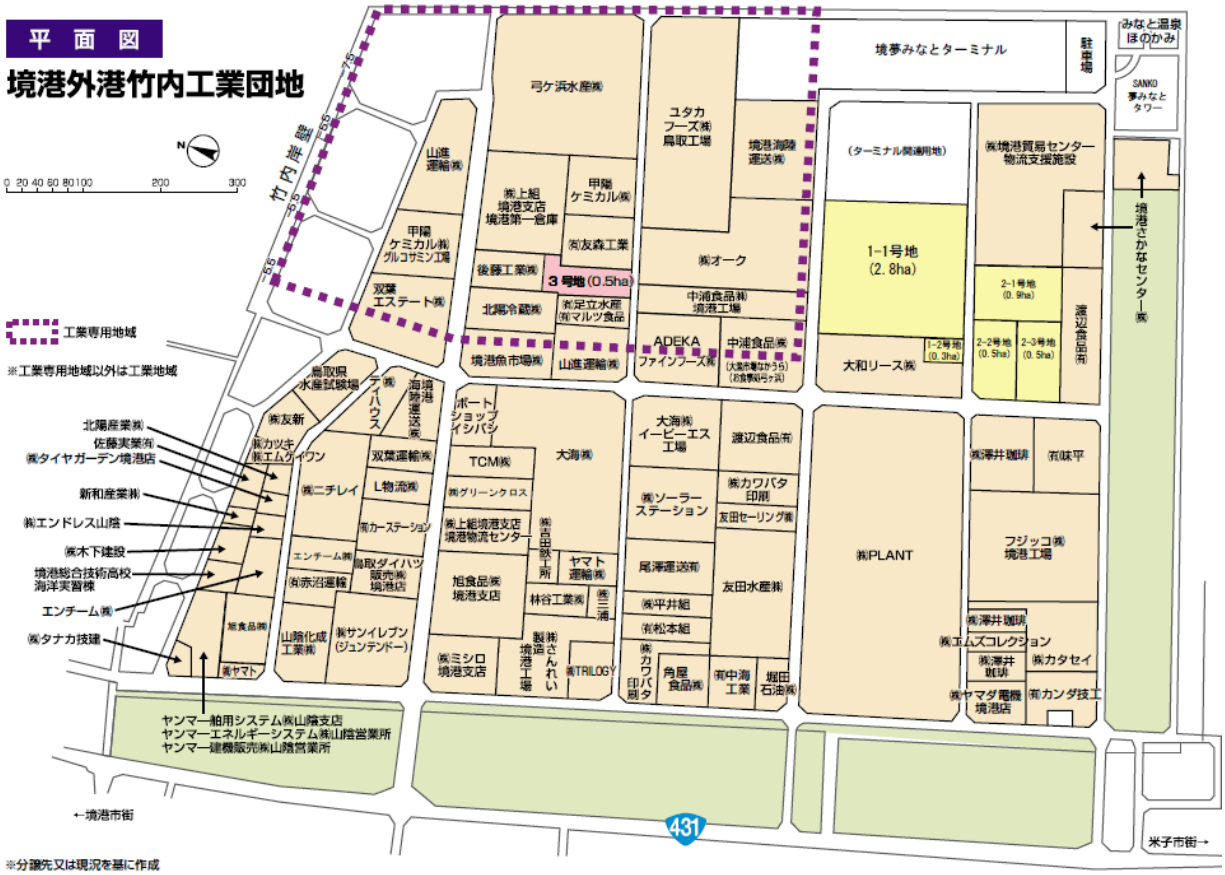

（２）経営状況

竹内工業団地は、金利の高い企業債を繰上償還するため、昭和６３年度から平成６年度にかけて一般会計から長期借入を行い、その未償還元金が約２，５３０百万円（令和２年度末現在）となっています。

また、平成２６年度の地方公営企業会計基準の見直しにより、約５，２３８百万円の特別損失を計上し、令和２年度末現在で約１１２百万円の債務超過、約４，３５５百万円の累積欠損金を抱える状況にあります。

一方で、近年、土地売却（割賦分を含む）や長期貸付により安定的な収入を計上し、黒字を確保していることにより、一般会計からの借入金を着実に返済しているところです。

＜H30～R2 の収支状況＞

（単位：百万円）

区　　分			H30	R1	R2
分譲実績		売　却(㎡)	0	1,962	20,914
		長期貸付(㎡)	7,306	0	0
収益的収支	収益	営業収益	97	104	259
		営業外収益	6	8	7
		収入計	103	112	266
	費用	営業費用	36	37	171
		土地売却原価	2	6	141
		一般管理費	15	16	15
		企業誘致費	19	15	15
		営業外費用	0	0	0
		支出計	36	37	171
	経常損益		67	75	95
	経常収支比率(%)		286	303	156
	特別利益		0	0	0
	特別損失		0	0	0
	純損益		67	75	95
資本的収支	収　入	企業債等	0	0	0
	支　出	一般会計借入金返済	53	87	150
		その他	15	0	0
	収　支		△68	△87	△150
資金収支	単年度資金収支		0	△6	86
	当年度末内部留保資金		303	297	383

＜一般会計長期借入金の状況＞

（単位：百万円）

団地名	令和２年度末 残高	令和３年度 返済予定額	令和３年度末 予定残高
竹　内	2,530	190	2,340

２　課　題

（１）地域発展に繋がる戦略的な企業誘致

工業団地は、物流・アクセスの利便性等を背景に一定の分譲が進んでおり、特に竹内工業団地は県西部としては残り少ない一定規模の面積を持つ貴重な工業団地として「地域の貴重な財産となっています。

このため、未分譲地はわずかではあるものの、境港のポテンシャルを活かし、将来性があり、地元経済の活性化など地域の発展に繋がる企業にターゲットを絞り、関係部局や地元市等と連携しながら戦略的な企業誘致に取り組む必要があります。なお、境夢みなとターミナルの背後地に

ついては、工業用地が不足する現状に鑑み、賑わいづくりも考慮して分譲方針を見直し、地元経済の振興に寄与する形での分譲を進めていく必要があります。

（２）今後の事業運営のあり方

現在、竹内工業団地造成時の借入金、地方公営企業会計基準の見直しによる特別損失の計上に伴い、多額の累積欠損金を抱える状況にありますが、今後は土地の売却益等により一般会計からの借入金の返済を進め、債務超過の解消や累積欠損金の削減に努めるとともに、今後の事業完了を見据えた事業運営のあり方を検討する必要があります。

３　具体的な行動計画（重点目標）

（１）経営目標（数値目標）

項　　目	内　　容
土地の分譲（長期貸付を含む）	計画期間中に分譲完了（１８ｈａ）

（２）具体的行動計画

①　未分譲地の売却促進

竹内工業団地が接する境港は、豊富な水産・観光資源を有し、対岸諸国への定期航路の就航やリサイクルポートの指定など、北東アジア地域の経済成長を背景に国際物流拠点としての機能を拡充しつつあり、同地域では、境夢みなとターミナル（貨客船ターミナル）を核にした新たなにぎわいづくりが検討されているところです。

こうしたことから、未分譲地のうち当該ターミナル背後地については、地元市等と連携して分譲方針を見直し、２区画から５区画に分割した上で、地域経済の振興・発展への貢献等を考慮しながら分譲を進めます。

また、上記の背後地以外の未分譲地（１区画）及び旗ヶ崎工業団地の未分譲地（１区画）については、引き続き、地域のポテンシャルを活かした形での分譲を進めるとともに、事業用定期借地権により長期貸付を行っている区画が順次、貸付期間満了を迎えることから、これらの区画についても売却を進めます。

②　今後の事業運営のあり方

地方公営企業会計基準の見直しにより、現在債務超過、累積欠損金を抱える状況にありますが、債務超過は土地の長期貸付による収入やその後の分譲による売却収入により数年後に解消し、また累積欠損金も事業完了時に資本金を取り崩すことで解消できる見込みです。

また、残り区画も少なくなってきたことから、未分譲地の分譲を完了させ、埋立事業会計のあり方を検討します。

４　投資計画

（１）基本方針

地元市町村が主体となり、相応規模の工業団地整備を行う状況下において、人口減少に伴い、かつてのように、巨大な工業団地を整備し大規模企業を集中的に誘致するのではなく、誘致企業に合わせたオーダーメイド型の工業団地が主流であることに鑑み、県としては新たな工業団地の整備事業は実施せず、保有している工業団地の分譲を進めます。

５　財政計画

（１）収益的収支

今後、土地の分譲は順調に進み、残区画についても本プランの計画期間中に分譲が完了できるものと見込んでいます。併せて、長期貸付が終了した土地の売却を進めていきます。

平成２８年度に、竹内工業団地の一部について低価法に基づく時価評価による土地の評価損を計上したことから一時的に純損失が生じたものの、その後は毎年度利益を計上し、累積欠損金も減少していく見通しです。

（百万円）

			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収支	収益		962	103	112	266	194	452	104	114	397	481
		営業収益	956	97	104	259	172	422	77	90	375	462
		その他	6	6	8	7	22	30	27	24	22	19
	費用		773	36	37	171	130	343	71	76	331	398
		土地売却原価	741	2	6	141	78	272	1	9	264	334
		運転経費	33	34	31	30	51	71	70	67	67	64
	経常損益		189	67	75	95	64	109	33	38	66	83
	経常収支比率(%)		124.5	286.1	302.7	155.6	149.2	131.8	146.5	150.0	119.9	120.9
		特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純損益		189	67	75	95	64	109	33	38	66	83
	累積欠損金		△4,592	△4,525	△4,450	△4,355	△4,291	△4,182	△4,149	△4,111	△4,045	△3,962

（２）資本的収支

土地の分譲による収益から、竹内工業団地造成時の一般会計借入金を償還していきます。毎年度一定額の償還が可能であり、令和８年度末では１，０９０百万円の残額となる見通しです。

（単位：百万円）

			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
資本的収支	資本的収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的支出		945	68	87	150	190	305	40	50	330	530
		一般会計借入金償還	930	53	87	150	190	300	40	50	330	530
		その他	15	15	0	0	0	5	0	0	0	0
	資本的収支		△ 945	△ 68	△ 87	△ 150	△ 190	△ 305	△ 40	△ 50	△ 330	△ 530
資金	単年度資金収支		△ 14	0	△ 6	86	△ 48	76	△ 6	△ 3	0	△113
	当年度末内部留保資金		303	303	297	383	335	411	405	402	402	289
借入金残高（一般会計）			2,820	2,767	2,680	2,530	2,340	2,040	2,000	1,950	1,620	1,090

Ⅳ－４　共通事項

１　人材育成と業務体制の効率化

本局と事務所との意見交換会等の定期的な開催により、組織内のコミュニケーションの活性化を図るとともに、現行業務の無理､無駄を点検し、業務改善、効率化により「ワークライフバランス」を推進します。

公営企業部門は一般行政部門とは会計制度が異なり企業経営の視点が求められますが、人事交流が進んでいる現状も踏まえ、業務ノウハウの蓄積ができるよう既存の研修に加え、新たな研修プログラムの導入なども取り入れた人材育成に取り組むなど効率的に業務が実施できる体制づくりを進めます。

Ⅴ　計画達成状況の検証・評価

１　計画の進行管理

計画に掲げた数値目標や具体的取組み等の達成状況については期間中毎年度実績評価を行い、計画４年目終了時点（令和２年度）での実績を外部委員から構成する評価委員会による中間評価を受け、社会情勢の変化も踏まえながら必要に応じて計画を見直します。

２　達成状況の公表

計画の達成状況については、毎年度県議会や企業局ホームページを通じて県民へ公表します。